

吉田町立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について
(4月22日(火)以降の対応)

国は、16日、7都府県を対象に発令していた緊急事態宣言の地域に40道府県を追加し、対象地域を全都道府県に拡大したことから、町は、この状況を踏まえ、町立小中学校における感染症対策として、以下のとおり対応することとします。

1. 臨時休校について

- ・ 令和2年4月8日(水)から令和2年4月21日(火)までとしていた臨時休校の期間を令和2年5月6日(水)まで延長します。

2. 入学式について

- ・ 住吉小学校、中央小学校、自彊小学校の入学式については、当面の間、見合わせとします。

3. 臨時休校時の放課後児童クラブについて

- ・ 臨時休校期間中、放課後児童クラブは長期休業日と同様の対応(終日対応)とします。
- ・ 集団保育の中での集団感染を防ぐため、可能な限り家庭内保育の協力をお願いします。

4. その他

- ・ 今後、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた対応が変わる場合や新たな対応を行う場合には、町ホームページや各学校ホームページに掲載します。また、各学校から保護者の皆様へ直接メール(きずなネット学校連絡網)にてご連絡をいたします。

問い合わせ
吉田町教育委員会事務局
学校教育課

☎0548-33-2151